

練馬区まちづくり条例の運用状況(平成 29 年度)

練馬区は、区のまちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組みおよび開発事業に当たっての基準等を定めることにより、区民の福祉の向上と良好で魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的として、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）を平成 18 年 4 月 1 日に施行した。

条例第 149 条では、条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、公表することとしている。この規定に基づき、平成 29 年度の運用状況について報告する。

1 まちづくりの計画

(1) 都市計画マスタープランの変更手続（第 5 条）

都市計画マスタープランを変更する際には、原案作成の段階から住民等の意見を反映して変更する。

実績はなかった。

(参考) 都市計画マスタープラン変更手続の経過

年度	内 容	備 考
平成 24 年度	・都市計画マスタープラン実施状況報告書の作成・公表 ・説明会	・意見書 42 件(9 通) ・5 回実施(意見 55 件)
平成 25 年度	・都市計画審議会部会にマスタープラン変更素案の検討を諮問 ・区民意見交換会 ・区政モニター懇談会 ・まちづくり学生ワークショップ	・部会 8 回開催 ・10 回開催(延 366 名参加) ・2 回開催(延 20 名参加) ・区内大学学生による意見交換(17 名参加)
平成 26 年度	・都市計画審議会部会からマスタープラン変更素案の答申を受理 ・マスタープラン変更原案の作成	
平成 27 年度	・マスタープラン変更原案の公表 ・説明会 ・マスタープラン変更案の公表 ・マスタープランの改定	・意見書 50 件 (20 通) ・7 回実施 (意見 67 件) ・意見書 31 件 (12 通)

(2) 都市計画マスタープランの一部変更手続（第 6 条）

他の手続に併せて都市計画マスタープランの一部を変更しようとする場合に、第 5 条で定める変更手続の一部を適用しないことができる。

実績はなかった。

2 都市計画等の決定等における住民参加

(1) 都市計画の決定等に関する手続（第7条・第8条）

地区計画等の決定等に関する手続（第23条）

都市計画法に基づく案の公告・縦覧、意見書受付に加え、住民等の意見をより反映するため原案の段階から公告等を行い、都市計画を決定・変更する。

① 練馬区決定の都市計画の決定・変更を7件(うち地区計画等2件)行った。

	決定・変更日	案 件 名	備 考
1	平29. 4. 13	上石神井三丁目公園の追加	
2	平29. 4. 13	下石神井五丁目公園の追加	・意見書 原案 1通
3	平29. 11. 30	生産緑地地区の変更	
4	平30. 3. 7	江古田北部地区地区計画の決定	
5	平30. 3. 7	平和台駅東地区地区計画の決定	・意見書 原案 1通
6	平30. 3. 7	高度地区の変更(江古田北部地区地区計画および平和台駅東地区地区計画関連)	
7	平30. 3. 7	防火地域及び準防火地域の変更 (江古田北部地区地区計画および平和台駅東地区地区計画関連)	
—	平30. 3. 7	用途地域の変更(江古田北部地区地区計画および平和台駅東地区地区計画関連)	(東京都決定)

注 平成29年度中に決定・変更の告示を行ったもの

② 東京都決定の都市計画の決定・変更のうち、条例の努力義務規定を適用し、原案の公告・縦覧、意見書受付等を2件行った。

	案 件 名	経 過 等
1	用途地域の変更 (江古田北部地区地区計画 関連)	・原案の縦覧・意見書受付(平29.9.11～10.2) 意見書 0通 ※江古田北部地区地区計画の決定、高度地区の変更および防火地域及び準防火地域の変更の原案と同時に手続を行った。
2	用途地域の変更 (平和台駅東地区地区計画 関連)	・原案の縦覧・意見書受付(平29.9.21～10.12) 意見書 0通 ※平和台駅東地区地区計画の決定、高度地区の変更および防火地域及び準防火地域の変更の原案と同時に手続を行った。

(2) 都市計画の決定等に関する法定提案手続（第 12 条）

都市計画法に基づく都市計画の提案制度が、より活用されるよう、提案できる団体を追加し、面積要件を緩和している。

提案はなかった。

(3) 都市計画の決定等に関するまちづくり提案手続（第 17 条）

都市計画法に基づく都市計画の提案制度とは別に、より提案を行いやすくするために、区独自で提案要件を緩和している。

提案はなかった。

(4) 地区計画等の住民原案の申出手続（第 21 条）

地区計画等の決定・変更に関する住民原案の申出手続を、都市計画法の委任規定に基づき条例で定めている。

平成 28 年度中に受理した地区計画の住民原案の申出について、都市計画審議会部会の意見聴取を行い、当該地区計画の住民原案を踏まえた地区計画の決定を行うことが適当であると判断し、判断に係る区の見解書を公表した。

	計画の名称	申出人	経過
1	石神井公園団地地区 地区計画	石神井公園団地 管理組合	平 29. 7. 25 都市計画審議会部会の意見聴取 平 29. 9. 1 住民原案および区の判断に係る見解書の公表

3 地区まちづくり・テーマ型まちづくり等の推進

(1) 総合型地区まちづくり計画（第 24 条～第 28 条）

地区住民等が主体となって、身近な地区の建築その他の土地利用等に関するルールや基準等を定め、まちづくりを推進する。

計画の認定はなかった。

(参考) 活動中の協議会

	認定日	協議会の名称
1	平 21. 11. 20	武蔵関・環境を守る会
2	平 24. 3. 28	高野台五丁目中央地区住みよいまちづくりの会

(参考) 活動中の準備会

	登録日	準備会の名称
1	平 25. 4. 10	豊玉北 2 丁目住みよいまちづくりの会

(2) 施設管理型地区まちづくり計画（第29条～第33条）

地区住民等が主体となって、公園、緑地等の施設について、管理・利用に関する事項を定め、まちづくりを推進する。

計画の認定はなかった。

（参考）認定された計画

	認定日	計画の名称	提案者
1	平22.9.30	公園育て計画	公園づくりと公園育ての会

(3) テーマ型まちづくり提案（第34条～第39条）

区民等が主体となって、みどりの保全や良好な景観の形成などをテーマとして、区と協力してまちづくりを推進する。

提案の採用はなかった。

（参考）採用された提案

	採用日	提案の名称	提案者
1	平21.11.30	歩きたくなる街・Nerima の景観を育む、練馬区の景観計画策定に関わる提案	Nerima 景観まちづくり会議

(4) 重点地区まちづくり計画（第40条～第46条）

区が重点的かつ積極的に特定の地区的まちづくりを進める際に定める。

① 重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定はなかった。

（参考）重点地区まちづくり計画を検討する区域

	公表時期	重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
1	平28.4月	放射36号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区

② 重点地区まちづくり計画の決定・変更はなかった。

（参考）重点地区まちづくり計画として定められた計画

	策定期	計画・構想の名称
1	平元.5月	大泉学園駅周辺地区のまちづくり整備構想 ※
2	平3.8月	練馬駅周辺地区街づくり構想 ※
3	平4.7月	江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業整備計画 ※
4	平9.3月	北町地区密集住宅市街地整備促進事業整備計画 ※

5	平 15. 6 月	石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想 ※
6	平 16. 6 月	練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想 ※
7	平 17. 3 月	土支田中央土地区画整理事業事業計画 ※
8	平 20. 3 月	上石神井駅周辺地区まちづくり構想
9	平 23. 2 月	貫井・富士見台地区まちづくり計画
10	平 23. 5 月	放射 7 号線沿道周辺地区まちづくり計画
11	平 26. 5 月	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想
12	平 26. 9 月	放射 35 号線沿道周辺（平和台・早宮・北町）地区まちづくり計画
13	平 26. 11 月	上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）まちづくり構想
14	平 27. 7 月	大泉・石神井・三原台周辺地区まちづくり構想

※ 条例施行に伴う経過措置により、「重点地区まちづくり計画」としてみなした計画
(平成 18 年 5 月 12 日付け 18 練都都第 172 号決定)

(5) 建築協定（第 47 条）

土地所有者等が一定の区域を定めて、区域内の建築物の敷地、位置、構造等に関する基準について、建築基準法第 69 条の規定に基づき締結する。区内の建築協定は、つぎの 2 件である。

	建 築 协 定 名	当 初 認 可 日
1	武蔵関建築協定	昭 47. 2. 5
2	コスモアベニュー練馬春日町建築協定	平 16. 1. 19

4 開発調整の仕組み

(1) 土地取引の届出（第 49 条）

2,000 平方メートル以上の面積の土地について、開発事業を目的とした土地売買等の契約をした場合に届出を行う。

12 件の届出があった。

(2) 開発事業に係る届出（第 51 条）

開発区域面積が 300 平方メートル以上の開発事業または開発区域面積が 300 平方メートル未満で(3)、(4)、(6)、(7) ①・⑤に該当する開発事業を行おうとする場合に届出を行う。

478 件の届出があった。

(3) 大規模建築物の建築手続等（第 52 条・第 59 条）

開発事業に係る届出を行った後に、つぎの行為を行おうとする場合に届出し、協議を経て、協議が終了したときは協議の終了を通知する。

- ① 延べ面積が 3,000 平方メートル以上かつ建築物の高さが 15 メートル以上の建築物の建築

13 件の届出があった。協議の終了を 15 件通知した。

- ② 集客施設の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物の建築

1 件の届出があった。協議の終了を 1 件通知した。

- ③ 深夜営業集客施設の用に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上の建築物の建築

届出および協議の終了の通知はなかった。

- ④ 葬祭場の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物の建築

届出および協議の終了の通知はなかった。

(4) **特定用途建築物の建築手続等（第 61 条・第 68 条）**

開発事業に係る届出を行った後に、つぎの行為を行おうとする場合に届出し、協議を経て、協議が終了したときは協議の終了を通知する。

- ① 集客施設の用に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の建築物の建築

4 件の届出があった。協議の終了を 4 件通知した。

- ② 葬祭場の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル未満の建築物の建築

届出および協議の終了の通知はなかった。

- ③ 専用床面積 30 平方メートル未満のワンルーム住戸が 20 戸以上の集合住宅の建築
28 件の届出があった。協議の終了を 27 件通知した。

(5) **宅地開発事業の手続（第 70 条・第 77 条）**

開発事業に係る届出を行った後に、開発区域面積が 500 平方メートル以上の宅地開発事業を行おうとする場合に届出し、協議を経て、協議が終了したときは協議の終了を通知する。

235 件の届出があった。協議の終了を 207 件通知した。

(6) **墓地等の開発調整の手続（第 80 条・第 87 条）**

開発事業に係る届出を行った後に、つぎの行為を行おうとする場合に届出し、協議を経て、協議が終了したときは協議の終了を通知する。

- ① 墓地の設置

1 件の届出があった。協議の終了を 1 件通知した。

- ② 納骨堂の設置

届出および協議の終了の通知はなかった。

- ③ 火葬場の設置

届出および協議の終了の通知はなかった。

(7) **自動車駐車場等の開発調整の手続（第89条・第96条）**

開発事業に係る届出を行った後に、つぎの行為を行おうとする場合に届出し、協議を経て、協議が終了したときは協議の終了を通知する。

- ① 自動車駐車場の用に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の自動車駐車場の設置等
届出および協議の終了の通知はなかった。
- ② 開発区域面積が300平方メートル以上の自動車駐車場の設置等
8件の届出があった。協議の終了を6件通知した。
- ③ 開発区域面積が300平方メートル以上の材料置場の設置
1件の届出があった。協議の終了を1件通知した。
- ④ 開発区域面積が300平方メートル以上のウェスト・スクラップ処理場の設置
届出および協議の終了の通知はなかった。
- ⑤ ペット火葬施設等の設置
届出および協議の終了の通知はなかった。

(8) **開発事業に係る紛争調整（第98条・第100条）**

開発事業のうち、開発区域面積が3,000平方メートル以上の宅地開発事業、墓地等の設置または拡張、開発区域面積が300平方メートル以上のウェスト・スクラップ処理場の設置、ペット火葬施設等の設置について、紛争の調整の申出があったときは、あっせん、調停を行うことができる。

あっせんおよび調停はなかった。

(9) **公共施設等の整備促進に関する協力（第120条・第121条）**

- ① 道路の整備に関する協力

土地所有者等または事業者に対し、練馬区道路網計画の内容に応じた協力を求めることができる。土地所有者等または事業者は、練馬区道路網計画に基づく道路で、事業に着手されている生活幹線道路の区域内に土地を所有しているときは、当該土地の買取りを請求することができる。

買取りの請求はなかった。

- ② 公園等の整備に関する協力

みどりの重点地区以外の開発区域において行う開発行為以外の開発事業については、開発事業に係る公園等の整備を、まちづくり協力金の提供に代えることができる。

2件の申出があった。

開発調整の仕組み総括表

区分	対象	届出等件数	協議終了件数
(1) 土地取引の届出	土地の面積 2,000 m ² 以上で開発事業を目的とする場合	12	—
(2) 開発事業の届出	開発区域面積 300 m ² 以上または 300 m ² 未満で(3)、(4)、(6)、(7)①、⑤に該当する場合	478	—
(3) 大規模建築物	①延べ面積 3,000 m ² 以上かつ高さ 15m以上の建築物	13	15
	②床面積 1,000 m ² 以上の集客施設	1	1
	③床面積 500 m ² 以上の深夜営業集客施設	0	0
	④床面積 1,000 m ² 以上の葬祭場	0	0
	小計	14	16
(4) 特定用途建築物	①床面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満の集客施設	4	4
	②床面積 1,000 m ² 未満の葬祭場	0	0
	③専用床面積 30 m ² 未満のワンルーム住戸が 20 戸以上の集合住宅	28	27
	小計	32	31
(5) 宅地開発事業	開発区域面積 3,000 m ² 以上の宅地開発事業	10	7
	開発区域面積 500 m ² 以上 3,000 m ² 未満の宅地開発事業	225	200
	小計	235	207
(6) 墓地等	①墓地	1	1
	②納骨堂	0	0
	③火葬場	0	0
	小計	1	1
(7) 自動車駐車場等	①床面積 300 m ² 以上の自動車駐車場	0	0
	②開発区域面積 300 m ² 以上の自動車駐車場	8	6
	③開発区域面積 300 m ² 以上の材料置場	1	1
	④開発区域面積 300 m ² 以上のウエスト・スクラップ処理場	0	0
	⑤ペット火葬施設等	0	0
	小計	9	7
(3)～(7) の合計		291	262
(8) 開発事業に係る紛争調整	あっせん	0	—
	調停	0	—
(9) 公共施設等の整備に関する協力	①道路の整備に関する協力	0	—
	②公園等の整備に関する協力	2	—

* (3)～(7) の届出等件数と協議終了件数の違いは、前年度までの届出のうち本年度に協議が終了したものがあること、および本年度の届出のうち年度内に協議が終了していないものがあることによる。

5 まちづくりの支援等

(1) まちづくりへの支援等（第 122 条～第 124 条）

区では、窓口、電話などでもちづくりに関する相談を随時行っている。また、住民等のまちづくり提案について、相談・協議を随時行っている。

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内に設置されたみどりのまちづくりセンター※（練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3 階）では、随時、まちづくり相談、情報提供、専門家派遣、活動助成等の支援を行っている。

※平成 28 年 4 月 1 日付けで「練馬まちづくりセンター」から名称が変更になった。

(2) 専門家の派遣（第 125 条）

専門家派遣制度は、大規模建築物の建築手続を行うに当たり、開発事業に係る紛争の防止および調和のあるまちづくりに資することを目的として、近隣住民および事業者の協議の場へ、原則として都市計画、建築、法律の専門家の 3 名を 1 チームとして派遣するもので、平成 18 年 9 月に創設した。

派遣はなかった。

(3) 表彰（第 126 条）

区のまちづくりに著しく貢献した区民等、団体、事業者等を表彰する。

表彰はなかった。

6 組織

(1) 都市計画審議会（第 127 条～第 138 条）

都市計画およびまちづくりに関する事項、開発事業に係る紛争調整における調停等について調査審議等を行う審議会として、都市計画法および条例に基づき設置している。

ア 委員数 25 名（学識経験者 5 名、区議会議員 6 名、住民の代表者 12 名（うち公募委員 4 名）、関係行政機関に勤務する職員 2 名）

イ 開催数 5 回

ウ 議案数 10 件

区分	件 数
都市計画決定・変更	練馬区決定案件
	東京都決定案件
合 計	10 件

※ 練馬区決定案件である高度地区の都市計画変更および防火・準防火地域の都市計画変更ならびに東京都決定案件である用途地域の都市計画変更は、地区計画の決定（2 件）に伴い変更するものであり、それぞれの地区計画に関連する

議案として地区ごとに審議した。このため、都市計画審議会での議案数としては 6 件（高度地区、防火・準防火地域、用途地域各 2 件）として集計している。

※ 練馬区決定案件の都市計画決定・変更のうち、1 件は平成 30 年度に都市計画決定・変更を行い、7 件は平成 29 年度中に都市計画決定・変更を行った（高度地区に係る議案 2 件、防火・準防火地域に係る議案 2 件は、それぞれ都市計画としては 1 件としているため、平成 29 年度中の都市計画決定・変更の件数としては 5 件。）。また、平成 28 年度の審議案件で平成 29 年度に都市計画決定・変更を行ったものが 2 件あるため、2 (1) 練馬区決定の都市計画の決定・変更の件数では 7 件と記載している。

(2) 部会（第 135 条）

① まちづくり・提案担当部会

都市計画提案等の採否について、意見を述べるほか、都市計画・まちづくりに関する事項について、調査審議する部会として、条例に基づき設置している。

- ア 委員数 9 名（学識経験者 3 名、住民の代表者 6 名）（平成 29 年 11 月 30 日まで）
委員数 8 名（学識経験者 3 名、住民の代表者 5 名）（平成 29 年 12 月 1 日から）
- イ 開催回数 1 回
- ウ 審議事項

・地区計画等の住民原案の申出について ((仮称) 石神井公園団地地区地区計画)

② 開発調整担当部会

開発事業に係る紛争調整における調停に関する事項を処理する部会として、条例に基づき設置している。

- ア 委員数 5 名（学識経験者 4 名、住民の代表者 1 名）（平成 29 年 11 月 30 日まで）
委員数 5 名（学識経験者 5 名）（平成 29 年 12 月 1 日から）
- イ 平成 29 年度の開催はなかった。

③ 高度地区評価・景観部会

高度地区の規定による建築物の高さの最高限度の許可について審議・評価するほか、練馬区景観条例に関する事項等について、調査・審議する部会として、条例に基づき設置している。

- ア 委員数 7 名（学識経験者 6 名、住民の代表者 1 名）
 - イ 開催回数 1 回
 - ウ 検討事項
- ・(仮称) 練馬区関町南四丁目計画に係る高度地区の特例許可について